

国際クルーズ船の船用品として積み込まれる畜産物等の取扱要領

外国から海上コンテナに収納されて我が国へ輸入され、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の許可を受けずに、海上コンテナから国際クルーズ船の船用品として直接積み込まれる畜産物等の動物検疫上の手続は、本要領に基づき実施する。

本要領に基づく手続は、可能な範囲において電子メール等により行うことができる。

なお、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条の規定により検査を受け、第44条の規定により輸入検疫証明書の交付を受けている物については、本要領は適用されない。

1 定義

- (1) 畜産物等とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第45条第2号から第8号までに掲げる物をいう。
- (2) 船用品とは、国際クルーズ船の船内においてのみ使用される物をいう。
- (3) 積込貨物とは、外国から海上コンテナに収納されて我が国へ輸入され、関税法第67条の規定による輸入の許可を受けずに、海上コンテナから国際クルーズ船の船用品として直接積み込まれる畜産物等をいう。
- (4) Aコンテナとは、「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領」（昭和44年8月20日付け44動検第1455号）1.（1）に規定する海上コンテナをいう。
- (5) 指定港とは、規則第47条で指定された港のうち、積込貨物に含まれる畜産物等の種類につき輸入が認められている港をいう。
- (6) 到着港とは、積込貨物を収納する海上コンテナが、外国から我が国に最初に陸揚げされる港をいう。
- (7) 積込港とは、国際クルーズ船の船用品として積込貨物の積込みを行う港をいう。
- (8) 積込者とは、積込貨物の手続を行う者又はその代理人をいう。

2 積込貨物及び海上コンテナの条件

- (1) 積込貨物は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第36条第1項第1号に掲げる物（指定禁止物）に該当しないこと。
- (2) 積込貨物の仕出国の政府機関により発行された検査証明書又はその写し（以下「検査証明書等」という。）が添付されていること。
- (3) 積込貨物はAコンテナに収納され、仕出国においてシール（船会社により装

着されたものを含む。以下同じ。)により封印されていること。

- (4) 積込貨物の到着港及び積込港は、指定港であること。
- (5) 積込貨物を収納する海上コンテナの蔵置場所は、指定港内の家畜防疫上適当と認められる場所であること。
- (6) 海上コンテナに収納された物の全量が、海上コンテナから国際クルーズ船に直接積み込まれること。

3 到着港と積込港を管轄する動物検疫所が同一である場合の手続

- (1) 到着港及び積込港を管轄する動物検疫所は、積込者に対して、あらかじめ以下の書類を提出させる。
 - ア 国際クルーズ船の船用品積込届 (別記様式)
 - イ 2 (2) に掲げる検査証明書等
 - ウ 積込貨物の明細が確認できる書類
 - エ 外国貨物船用品 (機用品) 積込 (個別・包括) 承認申告書 (税関様式C第2130号) の写し及び税関の承認を受けたことが確認できる書類 (承認通知情報等) の写し
 - オ 海上コンテナ及びシールの番号並びにシールが装着されている旨が確認できる書類 (コンテナ貨物搬入票、シール確認書等)
- (2) 家畜防疫官は、(1) で提出された書類により、2 に掲げる事項を充足していることを確認する。
- (3) 家畜防疫官は、海上コンテナの破損、シールの脱落等の異常が確認された旨の報告を受けた場合は、積込者に対して、防疫上の指示を与え必要な措置を執る。
- (4) 家畜防疫官は、積込貨物の積込みを認めて差し支えないと判断したときは、別記様式の到着港動検欄及び積込港動検欄に日付印を押印し、積込者に返却する。また、家畜防疫官は、必要と認めた場合には、積込みに当たり立会いを行う。

4 到着港と積込港を管轄する動物検疫所が異なる場合の手続

- (1) 到着港を管轄する動物検疫所は、積込者に対して、あらかじめ以下の書類を提出させる。
 - ア 国際クルーズ船の船用品積込届 (別記様式)
 - イ 2 (2) に掲げる検査証明書等
 - ウ 積込貨物の明細が確認できる書類
 - エ 外国貨物船用品 (機用品) 積込 (個別・包括) 承認申告書 (税関様式C第2130号) の写し及び税関の承認を受けたことが確認できる書類 (承認通知情報等) の写し
 - オ 海上コンテナ及びシールの番号並びにシールが装着されている旨が確認で

きる書類（コンテナ貨物搬入票、シール確認書等）

- (2) 家畜防疫官は、(1) で提出された書類により、2に掲げる事項を充足していることを確認する。
- (3) 家畜防疫官は、海上コンテナの破損、シールの脱落等の異常が確認された旨の報告を受けた場合は、積込者に対して、防疫上の指示を与え必要な措置を執る。
- (4) 到着港を管轄する動物検疫所は、積込貨物の積込みの予定があることについて、関係書類を添えて積込港を管轄する動物検疫所に共有するとともに、積込みの可否について調整を行う。
- (5) 到着港を管轄する動物検疫所の家畜防疫官は、(4) の調整の結果、積込みを認めて差し支えないと判断したときは、別記様式の到着港動検欄に日付印を押印し、必要な指示を付した上で積込者に返却するとともに、当該様式を、積込港を管轄する動物検疫所に速やかに提出するよう指示する。
- (6) 積込港を管轄する動物検疫所は、積込者から、(5) で到着港動検欄に押印された別記様式の提出を受けた場合、積込港動検欄に日付印を押印して積込者に返却する。また、家畜防疫官は、必要と認めた場合には、積込みに当たり立会いを行う。

5 積込み終了時の報告

積込港を管轄する動物検疫所は、積込者に対して、積込作業が終了したときは、以下の報告及び書類等の提出を行わせる。

(1) 報告の内容

ア 積込み完了年月日

イ 積込みに当たっての事故及び積込貨物の異常の有無

(2) 書類等の提出

ア 以下を撮影した写真

(ア) 積込貨物を収容する海上コンテナの扉面（コンテナ番号、シール装着部及び海上コンテナを搭載する車両のナンバープレートが確認できるように撮影すること。）

(イ) シール（番号が判読できるように撮影すること。）

(ウ) 作業終了後の海上コンテナの内部（コンテナ内部、コンテナ内部に表示されているコンテナ番号及び海上コンテナを搭載する車両のナンバープレートにより、(ア) の海上コンテナと同一のものであることが確認できるように撮影すること。）

イ 外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書（税関様式C第2130号）に、船長若しくは船長に代わってその職務を行う者又は税関職員により受領欄が記載されたものの写し

別記様式

国際クルーズ船の船用品積込届

年 月 日

動物検疫所 長 殿 (※到着港を管轄する動物検疫所を記載)

積込者住所
氏名

国際クルーズ船の船用品として畜産物等を積み込みたいので、「国際クルーズ船の船用品として積み込まれる畜産物等の取扱要領」に基づき、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

1 積込貨物の情報

畜産物等の種類	
数量及び重量	
コンテナの種類・番号	種類：Aコンテナ 番号：
シールの有無・番号	シール：あり／なし 番号：
仕出国・地域	
搭載予定港・年月日	
到着港及び蔵置場所	到着港： 蔵置場所：
到着予定船舶名・年月日	
積込港及び蔵置場所	積込港： 蔵置場所：
積込予定船舶名・年月日	
その他参考となる事項	

※各情報は、必要事項が記載された書類の提出に代えることができる。

2 誓約事項

- (1) 積込貨物には、家畜伝染病予防法第36条第1項第1号に規定する指定禁止物は含まれません。
- (2) 積込貨物は、関税法第67条に規定する輸入の許可を受けません。
- (3) 海上コンテナに収納された物の全量を、国際クルーズ船に直接積み込みます。
- (4) 輸送、蔵置及び積込みに当たっては、家畜防疫官の指示に従います。
- (5) 作業終了後、要領の5に基づき、必要書類を添えて速やかに報告を行います。

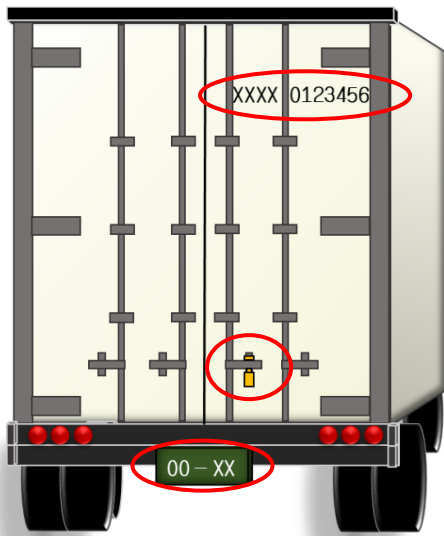
動物検疫所記入欄 (到着港動検及び積込港動検欄への日付印の押印をもって承認したものとする)

指示事項	到着港動検	積込港動検
<ul style="list-style-type: none">・積込貨物を収納する海上コンテナは、1の蔵置場所において、家畜防疫上安全に蔵置すること。・輸送及び積込みは、事故防止に十分留意するとともに、家畜防疫上安全に行うこと。・万が一事故が発生した場合は、直ちに、動物検疫所に連絡すること。		

(注) 1枚に収まるよう調整して作成すること。

参考：要領5（2）アに規定する写真の撮影方法

1 積込貨物を収容する海上コンテナの扉面

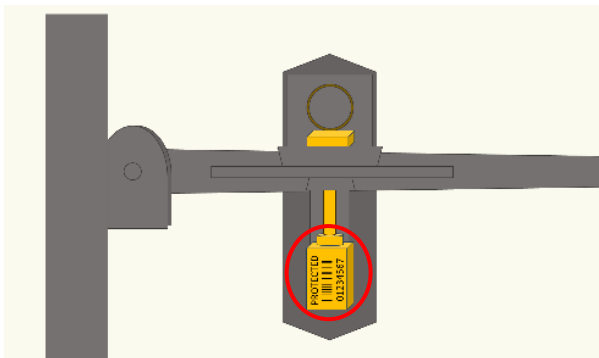


以下を確認できるよう撮影する。

- ①コンテナ番号
- ②シール装着部
- ③搭載する車両のナンバープレート

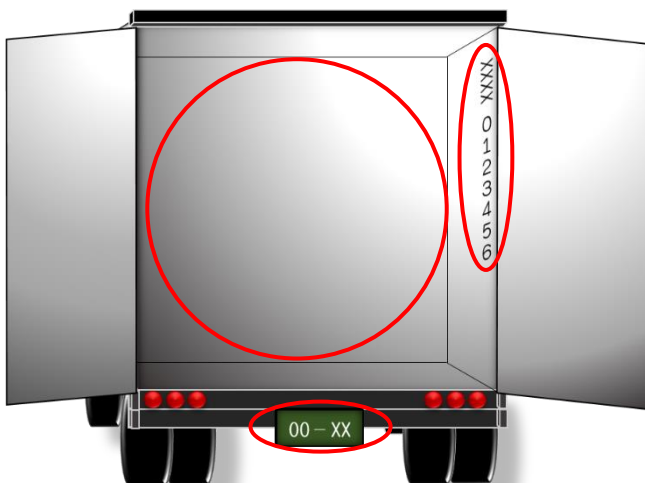
※3の写真と、①や③で紐付けできるように撮影。

2 シール



シールを切る前に、シールの番号が判読できるよう撮影する。

3 作業終了後の海上コンテナの内部



以下を確認できるよう撮影する。

- ①コンテナ内部に表示されているコンテナ番号
- ②コンテナ内に貨物が残っていないこと
- ③搭載する車両のナンバープレート